



福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する内閣への質問主意書と答弁書から

原子力施設から海洋等への放出排水について、原子力発電所にはトリチウム等放射性物質の濃度規制がありますが、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」）六ヶ所再処理工場（以下「六ヶ所再処理工場」）には同様の規制がなく、2006年3月末から開始された実際の使用済み核燃料を使用したアクティブ試験において、トリチウムについては全量が高濃度のまま野放しで海洋へ放出されました。放出されたトリチウム濃度は最高でリッターあたり1億7千万ベクレルでした。一方福島第一原発の地下水バイパス計画で東電と福島県漁連との間で了解されたトリチウムの海洋放出限度（運用目標）は1リッターあたり1500ベクレルと約11万倍もの開きがあります。現在使用済み核燃料は使用されておらず休止状態です。しかし本格操業になり、このような放出が許されるならば下北や三陸の海の家産物にトリチウムが取り込まれ、天恵の家産物資源に恵まれ生かされてきた国民そして漁業者の生活に大打撃を与えることが憂慮されます。

また、このような行為は環境基本法の目的や理念、国際的な地球環境保全などあらゆる観点から容認できないものです。現在、核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査が行われているところですが、環境基本法をも踏まえ川田龍平参議院議員を通して内閣へ以下の質問をして頂きました。3月10日答弁書が届きましたので質問・答弁を基に内閣の姿勢や問題点などをコメントしました。

1) 福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関し

質問：東電福島第一原発事故に伴う地下水バイパスによる排水について、東電は福島県漁業協同組合連合会との協定によりトリチウム濃度の上限を千五百ベクレル毎リットルとする海洋放出の了解を得ている。一方、六ヶ所再処理工場からはアクティブ試験において、一億七千万ベクレル毎リットルの濃度のトリチウムを含む排水を、二〇〇七年十月二日には五百八十五立方メートル、同年十一月十七日には五百八十六立方メートル海洋へ放出した。この値は東電放出協定の値の約十一万倍に相当する。この認識に間違いがないか、政府の見解を示されたい。

答弁：御指摘の「東電放出協定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理施設からの放射性液体廃棄物に含まれるトリチウムの濃度は、海洋に放出される前の濃度であり、一方、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において、地下水バイパスにより、海洋に放出されている地下水に含まれるトリチウムの濃度は、建屋の山側の高台でくみ上げた、建屋に流入する前の地下水のトリチウム濃度であることから、これらの濃度を単純に比較することは適切ではないと考えている。

【コメント】六ヶ所再処理工場からの排水は放出前貯留タンクにおけるものであり、日本原燃はこれを海洋放出水としています。東電の地下水バイパス計画では「汲み上げた地下水は、一旦タンクに貯留し、水質が

運用目標を満足した上で排水する」とあります。結果的に排水路を通して海に放出されるので福島県漁連と運用基準を設定し了解を得たわけです。建屋に流入する前の地下水であり汚染されていない水だから再処理排水と比較するのは適切ではないという論拠のようですが、自然界の淡水中のトリチウム濃度は約1 Bq/Lであり、基準の1500Bq/Lは明らかに異常な汚染水です。漁業者にとっては海に放出される排水として同一であり、比較が妥当とかの問題ではありません。国の回答には海洋環境を守る観点が欠落しています。

質問の下線部「アクティブ試験において2007年10月2日と11月17日に1億7000万Bq/Lの濃度のトリチウムを放出した」件については具体的な見解はありませんでしたが「日本原燃株式会社の六ヶ所再処理施設からの放射性液体廃棄物に含まれるトリチウムの濃度は、海洋に放出される前の濃度であり・・・」と放出濃度については否定していません。

2) 六ヶ所再処理工場から、原発トリチウム放出濃度限度の約2700倍も濃い排水が海洋へ放出されるが

質問：六ヶ所再処理事業指定申請書によると再処理工場から海洋へのトリチウムの放出量（管理目標値）は年に一京八千兆（ 1.8×10^{16} ）ベクレルになっている。排水は、六百立方メートルのタンクが満杯になると沖合三キロメートル、水深四十四メートルの放出口から海洋へ放出されることになっている。本格稼働すると年八百トンの使用済み核燃料の処理が行われ、その際二日に一度タンクから排水が海洋放出されると推定されている。これらのことから推算すると、放出水中のトリチウム濃度は約一億六千万ベクレル毎リットルになるのではないか。これは原発からの放射性物資の放出濃度に係る規制値（六万ベクレル毎リットル）の約二千七百倍に相当する。この計算に間違いがないか、政府の見解を示されたい。

答弁：御指摘の六ヶ所再処理施設における放射性液体廃棄物に含まれるトリチウムの濃度は、海洋に放出される前の濃度であり、一方、御指摘の「原発からの放射性物資の放出濃度に係る規制値」は、原子力発電施設内において希釈等を行った後の周辺監視区域外における濃度であることから、これらの濃度を単純に比較することは適切ではないと考えている。

【コメント】六ヶ所再処理工場の事業指定申請書（海洋へ液体放出量）から海洋放出時のトリチウム濃度を計算したものです。放出前貯槽から海洋放出口までパイプでつながっており放出前貯槽濃度＝海洋放出濃度になります。原発の周辺監視区域の外で公衆の被曝線量が年間1ミリシーベルトを超えないように排水の濃度規制（告示）が行われています。

＊「周辺監視区域」：原子力施設及びその周辺で、この区域の外側では被曝線量が年間1ミリシーベルトを超えないよう監視される区域。

同じ周辺監視区域の外へ汚染水を放出するのですから比較して当然です。特に海の恵みで生業を得ている漁業者にとっては放出口が海底や表面にかかわらず同じ海に放出しているのですから「比較することは適切ではない」と決めつける言われはありません。トリチウム6万Bq/Lの濃度限度規制値は放出水の先の環境試料の規制数値とは測定点により大きく異なる数値になり、現実的ではありません。水質汚濁防止法では排水口で規制されています。放射性物質も環境法で規制されるようになった今、この回答は問題です。

＊ 水質汚濁防止法第12条 排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない。

濃度ではなく放出総量で比較すると福島第一原発 6 基（沸騰水型）のトリチウムの海洋放出年管理基準の上限は保安規定で 22 兆ベクレルと定められており、六ヶ所はこの 820 倍まで放出が許されており、北海道電力の泊原発 3 基（加圧水型）の年管理基準の上限は 120 兆ベクレルでありこちらと比較すると 150 倍まで海洋へ放出が許されています。

「本格稼働すると放出水中のトリチウム濃度は約 1 億 6 千万ベクレル毎リットルになり、これは原発濃度規制値の約 2700 倍に相当するこの計算は間違いないか」との間に具体的な見解はありませんでしたが「御指摘の六ヶ所再処理施設における放射性液体廃棄物に含まれるトリチウムの濃度は、海洋に放出される前の濃度であり・・・」と予想濃度を否定してはいません。この予想濃度 1.6 億 Bq/L は本格稼働で使用済み核燃料を年 800 トン（月に約 67 トン）処理する場合のものです。アクティブ試験中の 2007 年 9 月は使用済み核燃料を 72 トン、10 月には 27 トン処理しており本格稼働に近い操業であり、この時に放出水のトリチウム濃度 1.7 億 Bq/L を 2 度記録したものでほぼフル稼働時の予想濃度に近似した値になっています。

3) 再処理工場も原発並みの放出濃度限度で規制すべきではないか、環境基本法の理念を具現化すること

質問：同じ国の同じ海域へのトリチウム放出であるにもかかわらず、六ヶ所再処理工場への濃度規制が野放しにされている理由を示されたい。本年一月三十日に私が主催した市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）の席上、政府からは「再処理工場が扱う放射性核種が多様であるから」との回答があったが、原発など原子炉等規制法該当施設では、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」により千種以上の核種について「周辺監視区域外の水中の濃度限度」が定められている。この濃度限度を適用させ多様な核種を監視することに何ら不都合はないのではないかと。本件告示は環境や人々を守るための最低限の規制ではないか、政府の見解を示されたい。

- ・ 前記に関連し、意見交換会では「周辺監視区域外の住民の被ばく線量が年に一ミリシーベルト以下であり法的に問題なし」との回答であったが、沖合三キロメートル、水深四十四メートルから海洋に排水を放出することは、法的に何ら問題がないと考えているのか。我が国の誇る貴重な海洋環境、海洋生態系、養殖物などの海産物はどうなってもよいのか。このような野放しの放出を認めることは、環境基本法の目的や理念に反するものではないのか、政府の見解を示されたい。
- ・ 福島第一原発事故を経験した今、放射性物質の環境基準を定め放射性物質の放出濃度規制基準を定めるべきではないか、政府の見解を示されたい。
- ・ かけがえのない海を放射能汚染から守るため、六ヶ所再処理工場からの放出排水の濃度規制を暫定的に少なくとも原発並に改め、指導を強化するのが当然ではないか、政府の見解を示されたい。

（上記４項目の質問に対して一括答弁）

答弁：原子力発電施設並びに再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）から放出される放射性物質については、国際放射線防護委員会の勧告を踏まえ、原子力発電施設及び再処理施設の周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下となるように放射能濃度等の限度を定めており、その上で、施設からの放出形態や核種の種類に応じた規制を行っている。施設からの放出形態に応じた規制としては、例えば、再処理施設について、液体の放射性廃棄物が海洋放出施設から放出されることを踏まえ、海産物の摂取等も含めた一般公衆の被ばく線量の限度を定めており、また、再処理事業者に対し、海洋放出施設の放出口周辺の海域の海水、海底土、海産生物、漁具等に係る放射性物質の濃度等を三月ごとに記録し、国に報告する義務を課している。

【コメント】再処理工場が原発にある排水放出規制が該当されないのかその理由は何か、排水規制を原発並みにせよという質問の回答になっていません。ただ、法制定の経過や現在の法規制を述べているだけです。沖合３km、水深４４mから海洋へ汚染水を放出し、敷地周辺（管理区域外）の公衆の線量（年１ミリシーベルト以下）を評価し安全とする考えは海洋環境の汚染を無視するものであり、原子力規制委員会の使命である環境を守る視点が欠落しており問題です。排水を海洋底から放出することの法的問題の有無については答えておりません。水質汚濁防止法では化学物質について環境基準が定められ放出水規制が行われています。事故から４年経過した今になっても放射性物質の環境基準が定められていないのは行政的不作為行為です。未だ環境法の整備をしようとせず、放射性物質を特別扱いしています。環境省の外局に原子力規制委員会が設置されたその原点に立ち返り、人と環境を守る姿勢に徹しなければ人々の信頼が得られないでしょう。放出口周辺海域の試料について３ヶ月に１回の報告となっていますが、このような粗い報告では厳重な監視はできないでしょう。また事業者任せの測定では不都合なデータは消されてしまいます。アクティブ試験で高濃度のトリチウムが海洋へ放出されていた時期（２００６．４～２００８．１２）において、環境科学研究所や東北電力は下北海域の海水からトリチウムを検出していたのににもかかわらず、日本原燃と青森県による海水測定では全て（５０～６０試料）が不検出でした。データを操作していた疑いが濃厚です。

４）環境アセスメントをなぜ行わないのか

質問：六ヶ所再処理工場が本格稼働すれば、一日おきにこの極端に高濃度のトリチウム汚染水が海洋へ放出されることが想定される。これでは世界三大漁場の一つに数えられる海が死んでしまう。環境アセスメントをなぜ行わないのか、これから行う予定はないのか、政府の見解を示されたい。

答弁：日本原燃は、六ヶ所再処理施設の建設に当たって、地域環境等への影響等における調査を実施し、その報告書を青森県に提出していると聞いている。

【コメント】再処理工場における環境アセスメント実施に関わる法制化はされていません、法制化されていない報告であり国に提出されておらず、それはもちろん審査対象になっていないものです。「・・・聞いている」とする回答はそんなことを意味しています。青森県独自の要請による報告書の可能性があります、国は報告書を入手し確認する姿勢が国民への誠意ではないでしょうか。この報告書の正式名を答える丁寧さも求められます。公開されているかどうかも含め青森県に問い合わせてみます。

大規模開発における環境アセスメントは常識です。まして、とてつもない放射能を扱い長期に保存することになっている再処理工場でアセスメントの実施と審査が法制化されていないことは大きな問題です。稼働により日常大量の放射能の放出がある工場です、広域の環境汚染が予想されます、「青森県に提出されていると聞いている。」とは規制上はなほだ無責任な回答です。万が一原子力推進のためアセスメントを行わないということならば、到底許さることではありません。

5) **三陸沿岸漁業者の意見を聴取し放出濃度に係わる協定を締結すべきではないか**

質問：東電放出協定同様に、放出排水の海洋流の下流で操業している下北・三陸沿岸漁業者の意見を聴取し、放出濃度に係る協定を締結するべきではないか、政府の見解を示されたい。

答弁：御指摘の「東電放出協定」や「放出濃度に係る協定」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、日本原燃と漁業者の協定については、両者の間において判断されるものと考えている。

【コメント】東電と福島県漁連が締結したものと同様な協定を日本原燃と岩手県漁連や全漁連との間に取り交わす必要があると思われます。海は一事業者のためのものではありません、海はこの国の人々そして未来世代みんなの大切な財産なのです。

まとめ

海は誰のものでしょうか。この国の人々、そしてこれから生まれてくる未来世代、そして海の生態系を構成する多様な生物のためのものではないでしょうか。しかし、この国の内閣は日本原燃再処理工場から高濃度のトリチウムを含む排水の放出を認め、一企業のため海洋生態系の破壊に手を貸そうとしています。

トリチウムについて自然界の海水中濃度は約 0.2Bq/L、淡水は約 1 Bq/L、地下水バイパス排水東電-福島県漁連運用基準 1500Bq/L、原発濃度限度 60000Bq/L そして六ヶ所再処理工場本格稼働で海洋放出濃度（2 日に 1 回）160000000Bq/L です。

六ヶ所再処理工場から福島の約 11 万倍もの高濃度のトリチウム排水が放出されます。私たちはせめて原発並みの濃度限度で規制してほしいと訴えています。

このような汚染水が何十年と放出されると津軽暖流の下流に位置する下北、三陸の豊かな海が死んでしまいます。このようなことがまかり通る国はもう国とは言えません。最も守らなければいけない生命の環境を汚す国の未来は暗いです。みんなで声を上げてこのような暴挙を止めさせましょう。幸い再処理工場はまだ動いていません、明るい未来を次世代に引き継ぎましょう。（永田）

実際の質問文と答弁書は参議院 HP「質問主意書」提出番号 53 に掲載されています。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisyo/189/syuisyo.htm>

下記 URL より「Q&A&C 一覧表」で見ることができます。

<http://sanriku.my.coocan.jp/150310H-3Q&A&C.pdf>